# (仮称)やまと芸術文化ホール基本構想提言書(検討資料)

# (仮称)やまと芸術文化ホールの必要性

### 〇芸術文化の重要性を知る

まち全体に芸術文化に関する議論が生まれることは、市民生活に刺激を与え、市民一人ひとりの生活をより豊潤なものにします。

芸術文化について議論をすることは、作品のみならず、作品が創られた時代背景、歴史、地域性、更にはその国の文化など、作品に関わる様々なことを議論することです。そうすることで視野が広がり、見識が深まっていきます。

市民と芸術文化との接点を増やしていくことを目指し、大和市民が人の知の営みとしての芸術文化に触れ、その重要性を再確認ができる環境を整える必要があります。

### 〇インフラとしての文化施設

市民が日常的に芸術文化に触れるためには、そのための「空間」と「機会」そして「仕組み」が必要となります。市民アンケートを見ても、大和市民には芸術文化への強い関心が伺えます。練習等の日常的な活動は既存施設で行われてきていましたが、時代と共に多様化し、活動の年代層も拡がっていることが伺え、不足する機能を補うことが望まれます。また、鑑賞活動については近隣の公共ホールなど市外で行う傾向があります。そのため、市民が気軽に良質の芸術文化に触れられる鑑賞機会と場の提供に積極的に取り組むことが望まれます。

また、芸術文化活動が多様化する中で、市民が取り組む様々な芸術文化活動を把握し、適した支援を 行うことも必要とされます。そのためには、より良い芸術文化環境の整備が望まれます。文化施設を市民 が芸術文化を享受するためのインフラ(都市基盤施設)と捉え、施設整備と同時に施設が適切に運営され、 全ての市民が気軽に芸術文化に接することのできる環境づくりが必要と考えます。

#### 〇都市機能としての文化施設

集客施設である文化施設は、まちの賑わいを創出する機能をもっています。また、芸術文化は、これからの大和市が目指す「文化が薫るまちづくり」をリードし、新たな都市像や市民の日常生活に芸術文化があふれる新たなライフスタイル像を描くことができます。そのため、これからのまちづくりにとって芸術文化のインフラである文化施設が都市機能として有効であると考えられます。本施設は、大和市の芸術文化の分野における核として、他施設との機能分担や事業面での連携を図りながら、積極的に活動に取り組むことが望まれます。

#### 〇ホールの必要性について理解を得る活動

芸術文化を一部の富裕層のものであるとする意見も少なくありません。また、文化施設はハコモノという見方も根強くあります。しかしながら、芸術文化から刺激を受け、思考し、精神の自律を促すことは、心の健やかさを保つ上で、重要な要素の一つです。芸術文化は心の"栄養"なのです。

本ホールの計画に当たっては、その必要性や役割の重要さについて市民と意識を共有してゆくことが 重要です。施設が出来る以前から、プレイベントなどを通して市民とホールに関する議論を深めたり、芸術 文化に触れる様々な機会を提供したりしながら、市民の関心を集め、市民・民間・行政がそれぞれ芸術文 化施設運営に関する意識を高めていくことが望まれます。

# 中長期計画に基づく運営

# 〇中長期的な展望を持った安定的な事業運営

ホールの運営方針や事業内容が、短期間で変更されてしまうことは、好ましいことではありません。大和市にとって必要な機能として位置づけられる本施設は、総合計画および文化芸術振興計画などの中長期計画に基づく事業計画と組織体制で、ミッションの具体化に取り組むことが重要です。

また、そのための予算を継続的かつ安定的に確保することも重要です。文化施設は中長期的な展望をもって運営を行う必要があることから、単年度で評価することはできません。適切な評価方法を検討し、結果が適切に反映されるシステムの構築が望まれます。

# 基本コンセプト

## 〇市民が日常生活の中で気軽に芸術文化に触れられる施設

子どもから大人まで、市民が気軽に芸術文化に触れられる環境づくりに、施設整備と事業展開の 両面から取り組みます。市民が芸術文化に平等に触れられるという市民サービスを提供する場とし て位置づけ、施設運営・事業運営に取り組むことで、芸術文化が日常に浸透し、市民生活に心の豊 かさがもたらされることで、大和市が文化的で住みよいまちとして広く認知されることにも繋がり ます。

### 〇鑑賞欲求の充足に留まらず、創意を生み出し、活動を誘発する施設

芸術文化への関わり方は多種多様です。どう感じたかを一人ひとりに問いかけ、そこから生まれた疑問や創造活動への欲求に応える環境づくりを行うことが重要です。鑑賞活動から芽生えた知的欲求や創意を、具体的な創造活動などに転換するための施設と組織の整備が必要とされます。

学習センターやコミュニティセンターで市民が主体となって取り組んできた、生涯学習やコミュニティ形成の一環としての芸術文化活動という視点に対し、更に本施設は芸術文化を提供する視点から取り組むことが望まれます。鑑賞主体で芸術文化に関わる市民に良質な芸術文化を提供するのはもちろんのこと、芸術文化活動を行う市民に新たな創意を生み出す多様な芸術文化を提供することが必要とされます。このことにより、芸術文化から得た共感や刺激が市民の日常生活にも浸透し、人と人を繋ぎ、より良いコミュニティや生活環境を形成することが期待できます。

# ○多彩な創造意欲に応えるための情報機能が充実した施設

芸術文化に触れたり、実際に活動を行ったりする上で、情報へのアクセスの良さは知識を深めるための 重要な要素です。そのため、本施設では情報機能を充実させ、市民の多彩な知的欲求や創造意欲に応え られるようにすることが望まれます。また、幅広い創造活動の情報を蓄積することで、アーカイブとしても機 能し、市民の芸術文化活動のステップアップを支援し、その活動を記録・保存することで、大和市の芸術文 化を次の世代に残すことが望まれます。

また、具体的に創造活動を支援する人材の紹介や施設の提供など、活動を実践する上での様々な相談に対して有効なアドバイスができる窓口を設け、具体的な指導などを行うことが望まれます。

## 〇鑑賞活動と創造活動を両立した施設

舞台芸術の「鑑賞活動」と「創造活動」を両立した、それぞれの過程に必要な機能を構成することが望まれます。具体的には、「発想」を支援する情報提供の場、相談の場。「準備」を支援する練習・作業・会議・研究の場。「発表」を支援する表現・発表の場。そして「評価」を受け今後の活動に生かせる研鑽の場としての施設などで構成します。

また、プロの公演や創造過程に様々な角度から接した経験は、更に増幅されて市民生活やその創造活動に反映されていきます。そうした市民の創造活動の向上に対してハード・ソフト両面から支援することを目指します。

# ○「見る・見られる」、「知る・知られる」ことによる交流が促進される施設

単身世帯の増加などにより、人と人や人と地域のつながりが薄れつつある中で、文化芸術を通して多くの人と共感を分かつことは、より良い市民生活や都市の形成の上でこれから更に大切な機会になることが予想されます。

市民による多様な芸術文化活動が個別に展開するのではなく、お互いに「見る・見られる」、「知る・知られる」、「触れる・触れられる」関係を緩やかに築けるような施設計画・運営計画とします。

また、市内外の公共施設等を更なる創造と発表の場として連携し、更に活動を拡げることが望まれます。そのためには、市内の既存施設との役割分担や機能整理から取り組む必要があります。

# 事業計画の検討

### (1)事業計画の基本方針

#### ① 良質の舞台芸術に触れる機会の提供

- ・ 市民が芸術を通した人間形成を行うきっかけづくりにつながる事業を展開する必要があります。その ためには、良質でかつ多くの人に感動を与えられる事業を多角的に展開することが望まれます。
- ・ 上演団体とのフランチャイズ契約(本拠地や定期的な活動・公演拠点としての契約)やアーティスト・イン・レジデンス(アーティストが一定期間常駐し、作品の創作を行うこと)により、市民がアーティスト自身やその創作過程に触れたり、協働作業を行うなど、鑑賞とは違った側面からアートに接する機会を提供することが望まれます。
- ・ 鑑賞機会や参加機会の提供だけではなく、その鑑賞・参加体験から更に感じ・考え、理解を深めるための事業を併せて実施することが望まれます。

### ② 市民の芸術文化活動の"ミドルアップ"を図る

- ・ 学習センター等の文化活動から更に一歩進んだ視点で意欲的に芸術文化活動に取り組む層の拡大 とレベルアップに繋がる事業を展開する必要があります。その中でも、本施設では質的向上を支える という視点から、様々な取り組みを展開することが望まれます。
- ・ 市民の芸術文化活動へのアドバイスや指導が出来る人材を配置し、日常的に市民の芸術文化活動 を支え、相談役と指導者の両面の役割を果たすことが望まれます。

#### ③ 施設に賑わいをもたらす事業の実施

・ 施設に賑わいをもたらし、設置効果を高める事業を展開することが必要です。公演時の賑わいはもち ろん、市民が日常的に施設を訪れ、芸術に触れる仕掛け作りを行うことが望まれます。

### 4 子どもが良質の舞台芸術に親しむ事業の実施

- ・ 子どもの頃から<mark>良質</mark>の舞台芸術に<mark>触れる機会を提供する</mark>事業に取り組むことで、大和の子どもたち の心をより豊かに育むことが望まれます。
- ・ 学校の枠にとらわれることなく、子どもたちが芸術文化に取り組む場と機会を提供することで、子どもたちがアーティストなど様々な人と出会い、刺激を受け、いきいきと活動できる機会を提供することが望まれます。

#### ⑤ 施設の外に拡がる事業の実施

- ・ 大和市の芸術文化の核として本施設が機能し、市内の各施設や学校などと連携しながら、事業が施設から飛び出して更に市民の日常生活に歩み寄るような積極的な取り組みが望まれます。
- ・ その取り組みにより、芸術文化や本施設に興味を持つ人を増やし、本施設を訪れる人や芸術文化に 様々な形で取り組む市民が増えることが期待できます。

# 管理運営計画の検討

### (1)組織計画の基本方針

### ① 劇場を最適な状態で運営できる専門人材の配置

- ・ 劇場運営、事業運営、舞台技術の各ポストに専門人材を配置し、強力な連携体制で、本施設のミッションの実現に取り組み、各ポストが権限と責任をもって取り組むことのできる運営体制を整えることが必要です。
- ・ 劇場運営は、市民、行政、および外部の様々な団体とのコミュニケーション能力に長け、芸術や経営 に精通する人材を配置することが望まれます。
- 事業運営は、芸術全般に幅広い知識と経験を持ち、適した事業プログラムの選定を行うことができる 人材を配置することが望まれます。
- ・ 事業計画の実現に向け、ファンドレイズ(公的補助金や助成金獲得や寄付の獲得)の業務にあたる専門人材を配置することが望まれます。
- ・ 舞台技術は、舞台特殊設備の管理や劇場の使い方の専門家であり、指導力に優れ、創造性を持って 事業に取り組む人材を配置することが望まれます。
- スタッフには教育普及活動や人材育成に情熱を持って取り組むことの出来る人材が望まれます。
- 劇場運営を円滑に行ううえで、各分野の連携がしやすい組織構成とすることが望まれます。

# (2)広報宣伝計画の基本方針

### ① 本施設のミッションや取り組みの周知

本施設の利用頻度が低い人々にも、本施設の存在意義や行われる事業の効果を認めてもらえるよう、 常に情報を発信し、説明責任を果たしていくことが必要です。

### ② イベント情報による集客とコミュニティの活性化

- ・ 事業への関心を喚起し、参加意欲を高めるために、事業ごとに最も効果的な手法を用いた広報宣伝 を行うことが必要です。
- ・ 最新の情報ツールだけに頼らず、人から人への情報伝達などにも配慮し、本施設の活動がコミュニケーションの材料としてコミュニティの活性化につながる仕組み作りを行うことが必要です。

### (3)管理運営規則の基本方針

- ① 原則を守りながら、柔軟に対応可能な規則の制定
  - 利用者の立場に立った規則を制定し、かつ柔軟な運用を行うことが必要です。

### ② 公平性、平等性の再認識

• 優先使用や減免制度など、**従来の慣行を見直し**、市民が納得できる規則作りを行うことが必要です。

# ③ 指定管理者制度導入の検討

- 指定管理者制度の問題点を再整理し、直営も視野に入れて、導入の検討を行うことが必要です。
- ・ 施設の維持管理と事業の実施を分けて、指定管理者と行政の役割を分担する方法など、様々な可能性を検討することが望まれます。

### 4 日常的に賑わいを創出する管理運営

- 予約なしで市民がふらりと訪れ、有意義に時間を過ごせるような管理運営が望まれます。
- ・ くつろげるスペースなどの確保に配慮し、誰でも公平かつ安全に利用できるような工夫が望まれます。

### (4)収支計画の基本方針

- ① コストの削減ではなく、収支バランスの向上
  - ・ 短絡的なコストの削減はサービスの低下や事業の沈滞を招く恐れがあるため、収支バランスの改善 を図ることが必要です。
  - ・ 本来、劇場・ホールは公共・民間を問わず、劇場単体のチケット売上や利用料金のみで収支の黒字化ができる施設ではありません。しかしながら、公立文化施設の場合には健全な経営と公益に資する事業を行うことが必要とされます。このことについて市民の理解を得て、同時に説明責任を果たしていくことも必要とされます。

#### ② 事業範囲の拡大とサービスの向上による収益力の増強

・ 施設利用に関連したサービスをビジネスに組み込むことにより、サービスの向上を収益の増加に繋げるなど、施設の運営主体自らが積極的な経営努力を行うことが望まれます。

### ③ 人材育成のための資金投入

・ 安易にボランティアに頼って<mark>経費</mark>削減を図るのではなく、長期的な視点に基づき、専門知識を身につけた人材を育てるための育成資金を確保することが望まれます。

# (1)施設構成 (参考)

ホール部門 倉庫 舞台備品庫 照明・音響器具庫 ピアノ庫 楽屋 ホワイエ 楽屋 技術諸室 客席 舞台 楽屋便所 ホワイエ 中規模 シャクー室 調光室 客用便所 側舞台 湯沸室 客席 音響室 主催者控室 主舞台 楽屋倉庫 車椅子席 投映室 備品庫 側舞台 楽屋事務所 親子室 投光室 スタッフ控室 制御盤室 搬入 創造支援部門 共用部門 要検討項目 ロビー (稽古場) 総合案内 (練習室) 便所託児室 (スタジオ) カフェ (ギャラリー) (ライブラリー) レストラン 管理部門 (第2ホール部門、要検討) 管理事務室 要検討項目 会議室 舞台・客席(小規模) ロッカー室 楽屋・技術諸室 湯沸室 ホワイエ等 舞台スタッフ室 便所・倉庫

### (2)施設整備の基本方針

### ① 舞台芸術の創造から鑑賞までを総合的に支援する施設

- 舞台芸術の創造に適した施設構成とし、練習室、稽古場等の諸室を充実が必要です。
- ホールは中規模とし、客席形状を工夫するなどして小規模の集客にも対応できることが望まれます。
- 舞台の広さや客席の広さ等は舞台芸術の上演・鑑賞に適したものとします。

### ② 市民や来街者を出演者として迎える発表の場

- 大和周辺のステップアップの場(踊り場)として、また市民発表の場としての施設が望まれます。
- ・ 市民を中心とした恒久的な利用を想定し、作業性が良く、ゆとりのある建築計画、安全性に重視した 設備計画が必要です。

#### ③ 市民の日常利用を軸に様々な活動が可能な施設機能

- 公演時以外にも施設全体に賑わいをもたらす、日常的な機能や仕掛けの充実が必要です。
- 市民が日常的な創造活動で利用できるよう、練習室や会議室等を充実した施設計画が必要です。
- ・ また、共通ロビー・共用練習スペースなどを設け、目的がなくても施設に足を運び、様々な出会いや交流を深めながらくつろげるスペースを充実すること<mark>が望まれます。</mark>
- 市民が子供の頃から、芸術文化に自然に触れることができる施設であることが重要です。

#### 4) 周辺環境・施設との積極的な連携

- ・ 公園、生涯学習施設等の公共施設との積極的に連携することにより、ホールに訪れるそれぞれの 人々にとって付加価値のある施設であることが望まれます。
- ・ 駅や幹線道路との位置関係等から、もっとも効果的な施設配置(日常利用施設と非日常利用施設)とし、各関係者の動線を計画が必要です。
- 都市施設として公共のみならず民間も含めた複合施設の検討が望まれます。

### 5 人や環境にやさしい施設

- 健常者はもとより障害者や高齢者など、全ての人が使いやすいよう、施設面において舞台から客席、ホワイエ、ロビーに至るまで充分に配慮することが必要です。
- 環境に配慮し、太陽光電池利用や雨水再利用などの省エネルギー化の検討が望まれます。

#### ⑥ 緑や自然環境の保全を意識した施設

- 大和市の豊かな自然環境を活かした施設計画とすることが必要です。
- 施設自体も緑化を進めて周辺環境に配慮することが望まれます。

### (3) 部門計画

### ①ホール部門

- ホールの規模は、600 席~800 席程度の中規模が望まれます。
- ・ 客席の形状や階層等を工夫し、400 席~500 席規模の上演にも対応できることが望まれます。
- ・ ホール規模を中規模にすることで、創造活動では緻密な舞台製作を可能とし、鑑賞活動では、より舞 台鑑賞を身近に感じられるといった利点を活かすことが重要です。
- 用途に関しては現段階では限定をせず、様々な用途に高いレベルで対応できるものが望まれます。
- ・ 市民の日常的な発表・創造の場として 100 席~200 席程度の第二のホール(小ホール)があることが 望まれます。

### 2 創造支援部門

- ・ 創造支援諸室は、芸術文化ホールでの舞台芸術の創造・上演を想定し、必要な練習室・稽古場・アトリエ、工房等の設置が必要です。
- ギャラリー等の日常的な市民の創造活動の場としての諸室を充分確保することが必要です。
- 楽屋を拡張して創造支援諸室を利用するなどの柔軟な動線・配置計画とすることが望まれます。

### ③ 共用部門

- 施設全体のロビー、カフェ・レストランや情報コーナー等の日常的な機能を検討が必要です。
- 共用スペースは創造支援諸室と一体化し来館者が自然に芸術文化に触れる計画が望まれます。
- ・ 共用スペースは、利用手続きの要らない、練習・稽古・打合せ等に自由に利用できるスペースとして計画することが望まれます。

### 4) 管理部門

- 施設の管理運営に必要な職員数に対して十分な広さの事務室の設置が必要です。
- また、来客対応、利用申込、その他の作業等に利用できる会議室の設置が必要です。
- 芸術文化の創造活動の核となる専門家のための執務室の設置が必要です。
- 管理運営を支援する市民サポータを想定し、彼らの拠点となる部屋の設置が必要です。

### (4) 敷地に関して

- · 敷地条件としては第一に公共交通機関で利用しやすい場所が望まれます。
- · その他、周辺の環境や緑の豊かさ等に配慮した計画となる敷地が望まれます。
- · また、施設のコンセプトが実現できる施設規模がおさめられる規模が必要です。
- ・ 敷地規模と駐車場に関しては、敷地内に 100~150 台の駐車スペースを確保するためには、敷地面積 として凡そ 1~1.5 万㎡の敷地規模が必要です。
- ・ 敷地を駅直近又は中心市街地を想定した都市型の場合は、地下も活用しつつ重層した容積率の高い計画となり、郊外型では、充分な広さの中、駐車場や広場などを確保した容積率の低い計画となります。それぞれ特徴を検討し、今後の選定に活かすことが必要です。